

第48回長崎大学学長選考会議議事要旨

1 日 時 平成31年4月22日(月) 15:30～16:25

2 場 所 長崎大学事務局第3会議室

3 議事

(1) 学長の業務執行状況の確認について

議長から、前回の本会議で6月24日(月)に「学長の業務執行状況の確認」を実施することとなったが、実施方法等について最終的に確認させていただきたい旨の提案説明があった。

続いて学内委員から、資料3に基づき、業務執行状況の確認に関する基本方針(案)、業務執行状況の確認当日のスケジュール、確認結果公表資料のイメージ案及び業務執行状況の実施に伴う資料作成についての学長への依頼文書案について説明があり、協議の結果、資料3-3の学長への依頼文書案中、「「求める学長像」及び「抱負」等に基づき、」という表現については、削除等の修正を行うこととした上で、了承された。

なお、確認の際には、学長選考会議として学長の業務執行に対し応援や助言などしていくことも必要であるという意見が出された。

(2) 学長選考手続きについて

議長から、学長選考が来年度実施されることを見据え、学長選考手続きについて、これまでと同様でよいか今一度議論いただきたい旨、提案説明があった。

続いて学内委員から、資料4に基づき、学長選考会議における検討事項及び論点等について説明があり、協議を行った結果、委員から出された意見等を踏まえ、今後学内委員において検討を行い、10月9日開催予定の学長選考会議で提案や検討結果の報告等を行うこととなった。

委員からの主な意見は以下のとおり。

(選考日程に関して)

- 第1次候補者の推薦期間が90日としていることは長すぎと感じる。
- 学長選考を実施することは早めに周知する必要があるが、推薦期間は短くてもよい。
- 候補者が見当たらない状況があった場合は、90日の推薦期間は必ずしも長いとは言えないのではないか。
- 推薦期間が長く確保されているのは、教育研究評議会から第1次学長候補者を2名推薦することに時間がかかるからではないか。
- 現行の選考日数では、再任審査導入後に再任されなかった後の選考手続きを経る時間的余裕が確保できない。
- 原則的には短い期間に設定しつつ、不測の事態が生じれば、適宜選考会議として推薦

期間を延長することを可能としてはどうか。

- 選考日数を短くする場合は、再任審査導入後の選考手続きから適用開始することでもよいのではないか。

(候補者の推薦に関して)

- 教育研究評議会が2名以上の候補者を推薦することは形骸化している。
- 前回は教育研究評議会議長が第1次候補者となっていたため、評議会として複数の候補者を推薦し難い事情もあった。
- 教育研究評議会から推薦する枠組みを見直し、構成員等複数の推薦者があれば候補者として推薦することを可能とすることとしてもよいのではないか。

(意向投票に関して)

- 意向投票実施の是非は、前回の学長選考の際から継続審議事項となっている。
- これまでの意向投票の取り扱いからすれば、意向調査という表現の方が相応しい。

(求めるべき学長像に関して)

- 前回の求めるべき学長像は、普遍的な事項と選考時の情勢に応じた事項を追加した構成としているが、その考え方自体も今回の議論の対象となる。

(以上)